

要望書

2003年8月22日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会

代表世話人 花井 十伍

MMR（新3種混合ワクチン）被害児を救援する会
大阪HIV薬害訴訟原告団
京滋筋短縮症の会
財団法人 いしづえ（サリドマイド福祉センター）
財団法人 京都スモン基金
薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議
陣痛促進剤による被害を考える会
スモンの会全国連絡協議会
東京HIV訴訟原告団
薬害肝炎全国原告団

全国薬害被害者団体連絡協議会（略称薬被連）は、薬害根絶誓いの碑が建立された8月24日を「薬害根絶デー」として、文部科学省及び厚生労働省と協議を行ってきました。また、秋には「薬害根絶フォーラム」を開催し、広く市民とともに薬害根絶実現を目指します。

本年は、「薬害根絶デー」協議を本日举行し、下記のとおり要望致します。

記

- 1、 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法が成立し、医薬品の審査、安全監視、副作用被害救済、研究開発振興が、新たな独立行政法人医療機器総合機構にその多くの業務を委託して行われる事となりました。この新独立行政法人に設置される審議機関への薬害被害者の参加を含め、薬被連と厚生労働省との間で事務レベル協議を行ってきたところです。今後も薬被連と協議をしながら新独立行政法人の組織体制の構築を進めてゆく事を約束してください。
- 2、 新独立法人の母体となる医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（略称医薬品機構）がスモン和解を機に医薬品副作用被害救済基金法により設立された

にもかかわらず、度重なる法改正の下、救済業務がその一部分に矮小化されてきました。厚生労働省は、新独法においても、救済業務に後退のない旨説明していますが、私たちは、薬害被害者として、制度普及事業、保健福祉事業など現状の被害救済事業が極めて不十分であると認識しています。今般の新法人における、人員配置案を見ても厚生労働省がその拡充を本気で考えているとは到底評価できません。新独立行政法人を設立するにあたり、救済基金法の原点に立ち返り、副作用被害救済業務の大幅な人的物的拡充を要望いたします。

- 3、 MMR訴訟について、国の責任を認定した3月13日大阪地方裁判所判決に従い、これ以上被害児、家族を苦しめないように直ちに控訴を取り下げるとともに、速やかにMMRワクチンの被害者全員を救済してください。また、国は、「MMRワクチンに関しては課題が指摘されており、これらの問題が解決されない限り、MMRワクチンが再開されることはありません。」としていますが、厚生労働省が認識している課題、問題を明らかにしてください。
- 4、 一般医薬品が専門家指導の下販売される体制を整えてください。
- 5、 フィブリノゲン製剤による薬害C型肝炎問題に関し、当該製剤によって感染した患者が速やかに治療にアクセスできるよう、フィブリノゲン製剤が納品された医療機関を公表し、医療機関の協力の下、検査、治療を速やかに実施できる体制を構築してください。
- 6、 薬害ヤコブの反省を踏まえ、厚生労働大臣は、医薬品による悲惨な被害の発生を防止するため、医学、歯学、薬学、看護学等の教育の中で過去の事件を取り上げるなどして、医薬品等の安全性に対する関心が高められるよう努めるとしてありますが、その実施状況を教えて下さい。

以 上